

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マラウイ	リロンゲウエ中等教員養成校建設設計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の交換公文	リロンゲウエ中等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,118,000千円 H26.6.30まで	H25.5.16 リロンゲウエで (同日)	日本側 寒川富士夫在マラウイ大使 マラウイ側 ケン・リベンガ財務大臣	H25.6.4 192号
マラウイ	第三次アラシタインヤ市道路網整備計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の交換公文	第三次アラシタインヤ市道路網整備計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入	602,000千円 H29.2.28まで	H25.12.13 リロンゲウエで (同日)	日本側 西岡周一郎在マラウイ大使 マラウイ側 マクスウェル・ムクウエザ財務大臣	H26.1.6 3号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マラウイ	リロンゲウエ中等教員養成校建設設計画のための贈与に関する平成二十五年五月十六日付けの取極の修正に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の交換公文	贈与額を「1,327,000千円」に改める。	H25.12.13 リロンゲウエで (同日)	日本側 西岡周一郎在マラウイ大使 マラウイ側 マクスウェル・ムクウエザ財務大臣	H26.1.6 4号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。